

外部委託の推進に関する基本指針

平成20年9月

(平成28年10月改訂)

(平成30年10月改訂)

宮崎市行政改革推進本部

1. 背景

○第8次宮崎市行財政改革大綱における位置付け

平成30年4月に策定した「第8次宮崎市行財政改革大綱」において、「効率的で効果的な行政経営」を始めとする行財政改革を進めるための4つの基本的な視点を設定し、従来の行財政改革からさらに一步踏み込んだ行政経営改革に取り組むためには、行政と民間が連携を深め、民間の創意工夫・技術力・資金等を活用する視点を持ち、行政経営改革の取組に反映していく必要があることから、「4つの基本的な視点」の根幹を成す共通視点として、「公民連携の推進」を設定しています。

また、基本的な視点の一つである「効率的で効果的な行政運営」の具体的な施策として「民間事業者の活用等による市民サービス」を挙げており、業務の外部委託など民間事業者の活用等により、事務の効率化を図るとともに、市民サービスの向上につながることをとしています。

さらに、基本的な視点の一つである「投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」」の具体的な施策として「民間活力を生かした公共施設等の管理運営」を挙げており、指定管理者制度の効率的・効果的な運用への取組、施設改修や更新時におけるPFI*1手法を導入した事業の推進など、公民連携の手法を基に民間活力を生かした公共施設等の管理運営に取り組むこととしています。

*1 PFI Private Finance Initiative の略。従来は公共部門が実施してきた公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力や技術的能力を活用して、効率的、かつ効果的に実施する事業手法

○第八次宮崎市定員適正化計画の策定

平成30年3月に策定した第八次宮崎市定員適正化計画において、具体的な取組内容の一つとして、「公民連携の推進」を挙げており、民間事業者の活用等により、事務の効率化や市民サービスの向上が図られる分野には、行政責任の確保や適切な監視・指導のもと、外部委託を進めるとともに、公の施設の管理については可能な限り指定管理者制度を活用しながら施設の整備・改修時にはPFI手法等の導入の検討を行うなど、積極的な公民連携の推進を図ることとしています。

○国の方針等

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（平成18年8月31日総務省）」において、「今般、行政改革推進法（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律）第55条第4項において、「その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行う」と規定されたことを踏まえて、住民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（＝公共サービス）として行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営

化、民間譲渡、民間委託等の措置を講ずること」とされており、事業の廃止も含めた公共サービスの徹底的な見直しが求められているところです。

また、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成 27 年 8 月 28 日総務大臣通知）では、厳しい地方財政状況の下で、質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するため、ICT*2 や民間委託の活用による更なる業務改革の推進に取り組むよう、求められたところです。

以上のことを踏まえ、外部委託を積極的に推進していくため、その方法や留意事項などを体系的にまとめた基本的な指針を作成することとします。

*2 ICT Information and Communication Technology の略。コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

2. 外部委託の対象となる業務

公共サービスには、民間が効率的・効果的に実施できる場合に外部委託を推進することが法令上可能な業務と、行政自らが執行することとなっている業務（法令上、民間委託が不可能な業務）が存在します。また、法令上は外部委託が不可能とはいえな業務であっても、業務の性質などから外部委託に適さないと考えられる業務も存在します。

本市では、原則としてすべての業務について外部委託を検討することとしますが、下記に掲げる業務については、次のような点に留意しながら十分な検討を行うことが必要です。

○法令の規定により、公務員が実施すべきとされている業務

公共サービスの中には、当該業務が公益に与える影響やその公平性に鑑み、公務員の全体の奉仕者としての位置付けや、守秘義務等の服務規律、贈収賄罪・公務執行妨害罪の適用等から、公務員としての身分を持つ者がこれを行うべきとされているものが存在します。

しかしながら、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（いわゆる公共サービス改革法）」による法令の特例や、構造改革特別区域法による規制の特例措置等といった制度を活用することも考えられることから、外部委託に関する検討が完全に否定されるものではありません。

○相当程度の裁量を行行使することが必要な業務

定例的・機械的な業務については、外部委託に適しているとされる一方、裁量的・判断的な要素を相当程度含む業務については、法令上は外部委託が可能であっても、必ずしも外部委託に適さないものもあると考えられます。

しかしながら、裁量・判断の範囲・基準を事前に明確かつ客観的な内容として契約で定めることで外部委託を進めたり、マニュアル化することで臨時職員や嘱託職員に

行わせたりすることができないか検討する必要があります。

○市の行う統治作用に深く関わる業務

(1)公の意思の形成に深く関わる業務

住民の権利義務について定めたり、市の重要な施策に関する決定を行うなど、住民の生活に直接間接を問わず重大な関わりを有するような公の意思の形成に深く関わる業務は、外部委託に適さない場合があります。(例：条例や予算の議会への議案提出、財産の取得・使用・処分に対する最終的な権利行使)

(2)住民の権利義務に深く関わる業務

住民の権利義務に深く関わる業務は、公による権力的な性格が強い業務として、外部委託ができないとされてきました。(例：相手方の意に反して行う立入調査や差押え・公売等の強制処分)

しかしながら、当該業務を細分化した上で住民の権利義務への関与が相対的に低い業務については、守秘義務やみなし公務員規定等の必要な措置を講じることによって外部委託が可能とならないか検討する余地があります。

(3)利害対立が激しく、公平な審査・判断が必要とされる業務

利害対立が激しく公平な審査・判断が必要とされる行為は、外部委託に適さないものと考えられます。

しかしながら、審査・判断に至るために付随して行われる情報の収集、調査、事前準備といった利害対立に直接関わらない補助的な業務については、外部委託が可能とならないか検討する余地があります。

3. 外部委託のための判断基準

外部委託を検討するにあたっては、以下の基準により総合的に判断することとします。

- 市民サービスが維持又は向上すると見込まれるもの。
- 経費（人件費を含む）の縮減が見込まれるもの。
- 事務処理効率の向上が見込まれるもの。
- 外部の高度な専門的知識や技術の効果的な活用が見込まれるもの。
- 行政責任が確保でき、市民の理解が得られるもの。
- 市民との協働により住民自治の充実が図られるもの。

※公共サービス改革基本方針について

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく「公共サービス改革基本方針」（平成19年12月24日閣議決定）において、窓口業務等の地方公共団体におけるさまざまな業務が、民間事業者に委託できるものとして整理されているこ

とから、これらの業務については特に外部委託の検討を進めるものとします。(資料1)

4. 外部委託のための環境整備

外部委託は、より効率的かつ効果的な行財政システムを構築するひとつの手段であることに鑑み、その検討を進めるにあたっては、従来の執行方法等も柔軟に見直しながら、外部委託の効果が十分に発揮されるような環境を整える必要があります。

具体的には、事業を、政策立案と事業実施を切り分けた上で、実施部分を外部委託化することや、バックオフィス事務（旅費、給与、報酬の支払い等）のような庁内の複数の組織にまたがる共通の事務を集約したり、他の地方公共団体と共通する事務を共同実施化したりした上で、外部委託することが考えられます。また、委託実施期間を複数年度化することも考えられます。

なお、委託契約の締結にあたっては、当該業務の内容を勘案して、必要に応じて個人情報保護や守秘義務を課すことを検討する必要があります。

5. 外部委託の検討手順

外部委託を推進するにあたっては、前述の外部委託のための判断基準や環境整備も考慮した上で、下記の流れに沿って検討を進めることとします。

○継続する必要性の検討（継続する必要があるか）

原則としてすべての事業について、今後も継続して実施する必要があるか検討を行います。社会情勢の変化等により市民のニーズがなくなっている等、継続して実施する必要のない事業は廃止します。

○実施主体の検討（市が実施主体となる必要があるか）

継続して実施する必要があると認められた事業について、市がその実施主体となる必要があるか検討を行います。市が実施主体となる必要のない事業については、民営化や民間譲渡を検討します。

○実施手法の検討（市が実施主体となとしても職員が直接実施する必要があるか）

市が実施主体となる必要があると認められた事業について、職員が直接実施する必要があるか検討を行います。

職員が直接実施する必要がない場合は、民間委託、指定管理者制度の活用、PFI手法の活用、地方独立行政法人制度の活用、労働者派遣契約の活用を検討します。

なお、職員が直接実施する必要性が明確ではない場合には、行政と民間事業者による官民競争入札（市場化テスト）により決定する方法もあります。

また、職員が直接実施する必要があると認められた場合であっても、BPR*3など

の手法を用いた事務フローの見直しや特にA I *4やR P A*5をはじめとするI C Tの導入による業務効率化の検討を積極的に行うとともに、正職員による実施ではなく、嘱託員や臨時職員による実施の可能性について検討を行います。

※指定管理者制度については、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」、「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」に基づいて検討を行います。

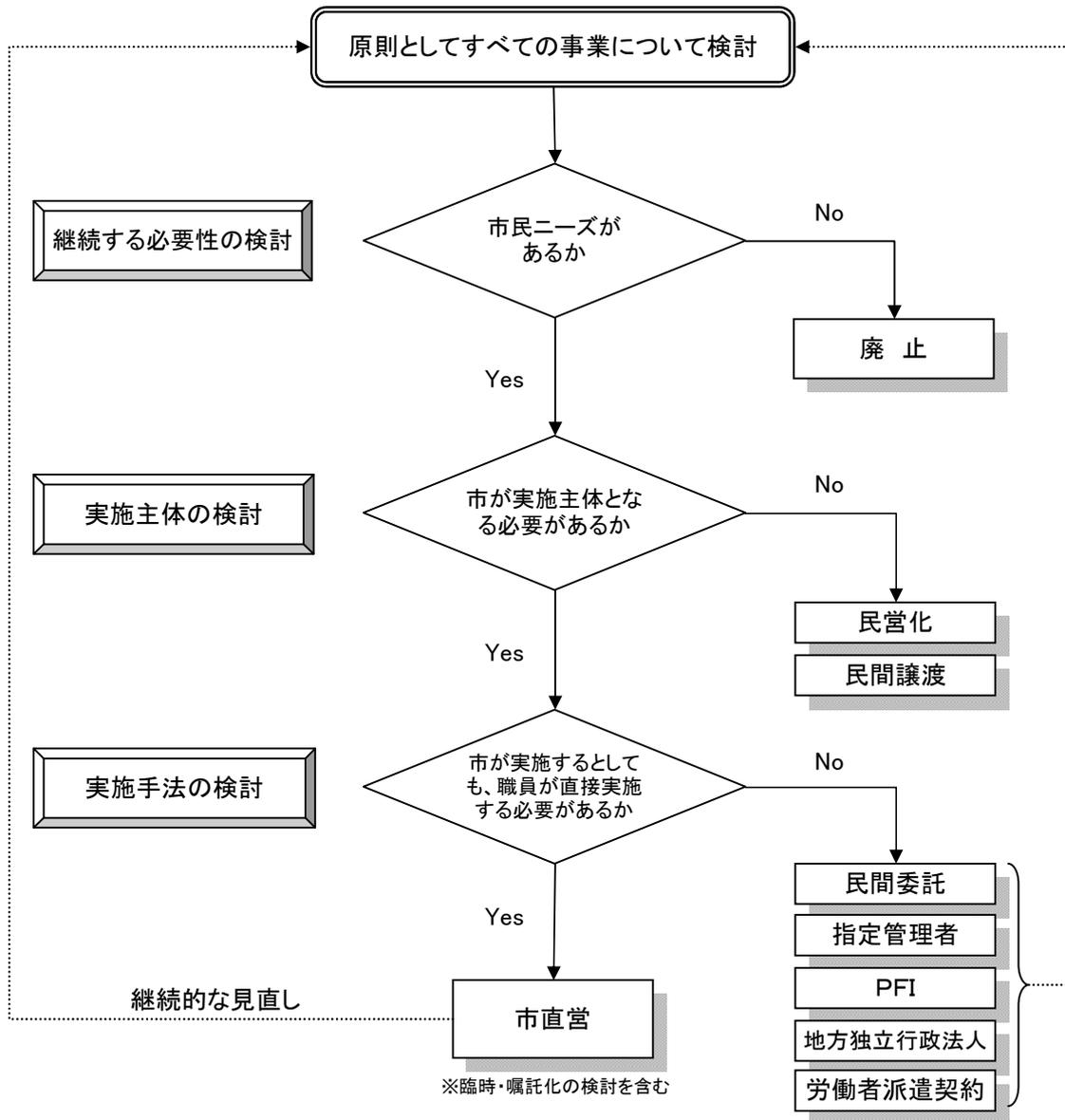
*3 B P R Business Process Reengineering (ビジネス・プロセス・リエンジニアリング) の略。業務プロセス全体の分析・見直しを通して、再設計していくこと。B P Rの目的は、単に効率化を図ることだけではなく、サービスの質を上げていくことにもある。

*4 A I Artificial Intelligence の略。人工知能。

*5 R P A Robotic Process Automation (ロボティック・プロセス・オートメーション) の略。人間の代わりにコンピューターを操作してくれるソフトウェア。

○委託結果の評価

外部委託をした事業について、契約期間等が終了する前に、委託が適切に行われたかを評価し、評価を踏まえた継続的な見直しを行います。



6. 外部委託するにあたっての留意点

○手続の競争性等の確保について

外部委託の受託者の決定にあたって、競争原理を維持するため、正当な理由がなく、委託先の長期固定化や委託業務の独占が生じることのないよう、競争性・透明性・公平性の確保に留意するものとします。

また、外部委託を開始した後、当該業務に係る知識、技術等のノウハウが、特定の委託業者のみに蓄積されると、当該業務を適切に監督できなくなると同時に、委託契約の終了後に、新規の事業者が参入できず、競争性・公平性が損なわれる恐れもあることから、マニュアル化した上での引継ぎを義務化する等、適切なマネジメントが必要となります。

○委託業務の適切な管理について

行政としての責任を果たすため、委託先との間で合意されたサービスが、安全かつ適切な水準で確実に履行されていることを定期的又は随時に確認（＝モニタリング）することが必要です。

業務の専門化・広範囲化により増加している一部業務の再委託については、事前手続による承認を与えた上で、委託業務のほとんどを一括して再委託（いわゆる丸投げ）していないことを確認することが必要です。

※指定管理者制度については、「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」に基づいてモニタリングを実施します。

○受託者の労働条件等について

外部委託することにより、経費の縮減を図ることは外部委託を決定する上で重要な判断基準の一つですが、委託料等の過度の削減により、当該事業のサービスの低下や、受託者の労働者の勤務条件が不当に悪化することのないよう、事前の委託料の積算において留意することが必要です。

○委託する事業に関わる職員について

特に規模の大きな事業の外部委託化にあたっては、職場の実態に応じて、実施可能な事業から段階的に委託を進める等、当該事業に従事する職員の処遇に配慮しながら検討を行うことが必要です。

○個人情報の保護について

宮崎市個人情報保護条例において、個人情報を取り扱う事務を外部委託するときは、委託契約において、受託者が講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならないとなっています。具体的には宮崎市個人情報取扱事務委託基準に基づいて、必要な事項を契約書等に掲載することとなります。

また、受託者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報

報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならず、当該事務従事者又は従事していた者は当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないとされています。

さらに、当該事務従事者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密が記録された電算処理ファイル（その全部または一部を複製し、又は加工したものを含みます。）を提供したとき、当該業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、懲役又は罰金に処せられることとなります。

○宮崎市個人情報保護条例（平成 14 年条例第 2 号）

（外部委託に伴う措置等）

第 12 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施期間以外のものに委託するとき、又は本市が設置する公の施設（以下単に「公の施設」という。）の管理を指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるときは、当該委託契約又は当該管理に係る協定において、委託を受けたもの又は公の施設の指定管理者が構はずべき個人情報保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの又は公の施設の指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（罰則）

第 39 条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第 12 条第 2 項に規定する委託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報（公文書に記録されているものに限る。以下この条、次条及び第 42 条において同じ。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 40 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正に利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

○請負契約と労働者派遣契約の相違について

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするもの（民法第 632 条）ですが、労働者派遣との違いは、請負には、注文主と労働者との間に指揮命令が生じないとい

う点にあります。

労働者派遣契約は、請負契約をするほどの業務のまとまりがない場合や、派遣労働者が公務員の指揮命令のもとで業務に従事する必要がある場合等に活用することが考えられます。

契約の形式としては請負契約とされていても、実態として請負や業務委託の業務に従事するはずの労働者を発注者や委託者が指揮命令して業務を遂行しているような場合は、偽装請負にあたり、労働法規等に抵触することになるため、特に留意して検討することが必要です。

7. 委託状況の公表について

外部委託の実施状況について、透明性を高めるため、事業や施設ごとに、委託先等を行政改革推進本部がとりまとめてホームページに公表します。(様式1及び様式2)

公共サービス改革基本方針に基づいて政府が措置を講じている業務一覧

	関連部署	業 務
公物管理関連業務	上下水道局	水道施設の維持管理業務
		工業用水道施設の維持管理業務
		下水道関連施設の維持管理業務
窓口関連業務	地域振興部 市民課	住民異動届に関する業務
		住民票の写し等の交付業務
		戸籍の附表の写しの交付業務
		印鑑登録申請に関する業務
		印鑑登録証明書の交付業務
		住居表示証明書の交付業務
		地方税法に基づく納税証明書の交付業務
		戸籍の届出に関する業務
		戸籍謄抄本等の交付業務
		中長期在留者に係る住居地の届出に関する業務
		特別永住許可等の申請、住居地等の届出及び特別永住許可書等の交付業務
		転入（転居）者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知業務
		埋葬・火葬許可に関する業務
	税務部 国保年金課	国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務
		後期高齢者医療制度関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務
	福祉部 介護保険課	介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務
	税務部 国保年金課	国民年金関係（老齢福祉年金等、特別障害給付金も含む。）の各種届出書・申出書・申請書・請求書の受付業務
	健康管理部 健康支援課	妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付業務
	健康管理部 保健衛生課	飼い犬の登録に関する業務
		狂犬病予防注射済票の交付業務
福祉部 子ども未来局 子育て支援課	児童手当の各種請求書・届出書の受付に関する業務	
福祉部 障がい福祉課	精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付業務	
	身体障害者福祉法に基づく身体障害手帳の交付業務	
	療育手帳の交付業務	
地域振興部 市民課	自動車臨時運行許可に関する業務	
徴収関連業務	健康管理部 保健医療課	地方公共団体が設置する病院の医業未収金の徴収事務
	建設部 建築住宅課	公営住宅の滞納家賃の徴収業務

(注) 「中長期在留者に係る住居地の届出に関する業務」、「特別永住許可等の申請、住居地等の届出及び特別永住許可書等の交付」、「後期高齢者医療制度関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付」、「国民年金関係の各種届出書・申出書・申請書・請求書の受付業務」については、法令改正により改定（平成27年6月4日付け内閣府公共サービス改革推進室通知）。

○宮崎市の外部委託等の状況について（事務事業）

NO.	区 分	直営	委託の状況				備 考
			一部委託	全部委託	委託先名	契約方法	
1	本庁舎清掃						
2	本庁舎夜間警備						
3	案内・受付						
4	電話交換						
5	公用車運転						
6	し尿処理						
7	一般ごみ収集						
8	学校給食（調理）						
9	学校給食（運搬）						
10	学校用務員事務						
11	水道メーター検針						
12	道路維持補修・清掃等						
13	ホームヘルパー派遣						
14	在宅配食サービス						
15	情報処理・庁内情報システム維持						
16	ホームページ作成・運営						
17	調査・集計						
18	総務関係事務（給与、旅費、福利厚生等）						

○宮崎市の外部委託等の状況について（公の施設）

NO.	施設名	施設の管理状況					備考
		直営	指定管理者				
			指定管理者名	選定方法	指定期間		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							